

令和3年改正銀行法

弁護士法人 三宅法律事務所
弁護士 渡邊 雅之

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー
弁護士 渡邊 雅之
TEL: 03-5288-1021
Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

審議会報告書・関連法令案・監督指針案

- 金融審議会 銀行制度等ワーキング・グループの報告書の公表について
(金融庁 令和2年12月22日)

- 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律
(令和3年3月5日提出、令和3年5月19日成立、令和3年5月26日法律第46号)
→ **公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日**から施行
※令和3年11月1日に施行か？

- 令和3年銀行法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について
(令和3年8月6日意見募集開始・令和3年9月6日意見募集締切)

- 「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について
(令和3年8月27日意見募集開始・令和3年9月27日意見募集締切)

総論：銀行本体・子会社・兄弟会社の業務範囲の拡大の方向性

○金融審報告書第1章. 2(1)(6頁)

今回、銀行・銀行グループが営むことができる他業の範囲を拡充するにあたり、以下の基本的な考え方に立つことが考えられる。

- 他業リスクの排除の観点から、本体・子会社・兄弟会社で認められる業務の範囲は異なってくる。この点、前述のスタディ・グループの議論も参考に、**他業は、セーフティネット**で直接保護される銀行本体との間で**一定のリスク遮断**がなされている子会社・兄弟会社を中心に営むことを認めること
- 銀行法は、伝統的には、営むことができる業務の外縁を法令上明確に規定する枠組みである。こうした中、2016年に創設された**高度化等会社の枠組み**は、業務の外縁を法令上抽象的に規定した上で、認可を受けることを条件に幅広い業務を営む道を開いた。今回は、①この**高度化等会社の考え方をさらに進めて業務の外縁を拡充**するとともに、②**高度化等会社の保有にあたって必要な手続きを、業務の実績やリスク、銀行・銀行グループの財務健全性やガバナンスに応じて緩和**すること

銀行本体の業務範囲の拡大(金融審報告書)

○金融審報告書第1章. 2(1)②(8~9頁)

銀行本体は預金を直接受け入れることなどから、従来、**その業務範囲は子会社・兄弟会社と比較して制限されてきた**。一方で銀行本体は、銀行業に係る人材や技術などの経営資源を直接保有しており、子会社・兄弟会社と比較して銀行利用者のニーズに沿った機動的な業務展開が可能である。

こうしたことを踏まえ、**銀行業に係る経営資源の有効活用にあたる範囲内において、銀行本体がデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務を営めるようにすることが考えられる**。なお、新たに認めるこの業務は、**制度運用において銀行業との機能的な親近性の有無などによって制約が課されないよう、法令において個別に明確化すべきである**。

具体的には、

- **銀行本体の法律上の付随業務に、銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であって、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するものを追加し**
- **その具体的内容は内閣府令に定めて外縁を明確にし、制度の実施状況やニーズの変化などを踏まえて機動的に変更できる枠組みとする**

ことが適当である。

○金融審報告書9頁脚注23

法令において個別に明確化することにより、「**その他の付随業務**」に係る監督指針上の要件(①銀行法第10条第1項各号・第2項各号に掲げる業務に準ずるか、②銀行業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか、など)への該当性は問題とならない。

○金融審報告書9頁脚注24

その業務に係る**需給次第で余剰となり得る能力を、新たに獲得することを基本的に伴わないと考えられる業務であることが要件となる**。

○金融審報告書9頁脚注25

内閣府令には、まずは、①営業職員による**渉外業務の際に行う高齢者など利用者の日常生活の支援**(いわゆる「見守りサービス」など)、②**自行用に開発したアプリやITシステム(提供先企業用に一部をカスタマイズしたものを含む)の販売**、③**データ分析・マーケティング・広告**、④**登録型人材派遣**、⑤**コンサルティング・ビジネスマッチング**(従来「**その他の付随業務**」に該当するとされてきたが、内閣府令に規定して位置付けを明確化)、を規定することが考えられる。

改正法により追加される付随業務(銀行法・銀行法施行規則)

○銀行法第10条第2項第21号

当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの

○銀行法施行規則第13条の2の5

(地域の活性化等に資する業務)

第十三条の二の五 法第十条第二項第二十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務(当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。)とする。

- 一 他**の事業者等**(法人その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。以下同じ。)の**経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託**(以下「**経営相談等業務**」という。)
- 二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る**労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第三号に規定する労働者派遣事業(経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うもの)**であつて、その事業の派遣労働者(同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。第十七条の四の三第三号、第三十四条の十八の二第三号及び第三十四条の十九の六第三号において同じ。)が**常時雇用される労働者でないもの**に限る。)
- 三 他**の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守**(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又は**プログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)**若しくは**保守**(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務
- 四 他**の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供**を行う業務
- 五 当該銀行の利用者について**定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問**を行う業務

監督指針案

V-3-2 法第10条第2項の業務の取扱い

V-3-2-1 地域活性化等業務における留意点等

(1) 銀行が行うことができる法第10条第2項第21号の業務(以下「地域活性化等業務」という。)は、施行規則第13条の2の5各号において具体的に類型が列挙されているが、同条柱書括弧書によって、「**銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。**」という要件が付されている。

デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するため、地域活性化等業務を銀行の業務範囲に追加した点に鑑みれば、当該要件について過度に厳格な扱いをすべきではない点に留意する必要がある。

そこで、当該要件については、**新規又は追加的に取得しなければならないリソースを最小限度にしなくてはならないわけではなく、仮に当該業務の需要がゼロになったとしても、銀行の固有業務の遂行又は健全性に著しい支障をきたさないことが明らかである限り、当該要件を充足すると見做すことができ、地域活性化等業務として実施可能である**ことに留意する。

(2) 銀行が行うことができる地域活性化等業務のうち、施行規則第13条の2の5第2号の業務については、**取引上の優越的地位を不当に利用することがないよう留意**すること。

全銀協パブコメ①

○銀行法施行規則第13条の2の5柱書
法第十条第二項第二十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務(当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源に加えて、当該業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。)とする。

- 銀行法施行規則第13条の2の5本文柱書では認められる業務範囲の要件の一つとして「銀行業に係る経営資源」とあるが、ここでいう銀行業とは法第2条第2項に定義される銀行業(預金・貸出・為替取引)と理解。他方、これら銀行業に係る経営資源は、人的リソースや知見、共通インフラ、顧客基盤など、必ずしも個々の業務と一対一の関係にはないところ、「銀行業に係る経営資源の活用」の判断にあたっては、総体として総合的に銀行業との関係性を評価することも可能か。
- 次のケースは、いずれも銀行業に係る経営資源を活用しているものと認められるか。
 - ①外部媒体の広告枠を買い取り、他の事業者等の業務に関する広告業務を行う場合であつて、銀行業に係る広告宣伝の担当部署が関与する場合や、銀行業を通じて形成されたネットワークや知見を活用して広告を掲載する外部媒体や広告業務に係る委託先を選定する場合(4号関係)
 - ②専ら銀行の付随業務のために用いられるシステム・プログラムの外販等であるが、その設計・開発・作成等において銀行業に係るシステム開発等を行う部署が関与している場合や、銀行業に係るシステム開発等に係る知見を活用して設計・開発・作成等される場合(3号関係)
- 第1号から第5号までの業務について一定の関連する業務が生じる場合は、同号業務の一環またはその他の付随業務として認められる余地はあるとの理解でよいか。

全銀協パブコメ②

○銀行法施行規則第13条の2の5第1号

他の事業者等(法人その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。以下同じ。)の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託(以下「経営相談等業務」という。)

- 銀行法施行規則第13条の2の5第1号に定める業務(経営相談等業務)は、改正前の主要行等向けの総合的な監督指針V-3-2(1)において、「取引先企業に対して行うコンサルティング業務…については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する」を法令上明文化したものと理解しているが、経営相談等業務の対象が「取引先企業」から「他の事業者等」に改められたことを踏まえれば、改正後は必ずしも「取引先」に限定されるものではないという理解でよいか。この点については、本条項の他の号に定める「他の事業者等」の解釈につき同様か。
- 本号では、「経営に関する相談の実施」を含め「その他の必要な情報の提供及び助言」が認められているところ、例えば、銀行が固有業務遂行のために自ら利用し又は利用を検討した実績のある他の事業者のシステムやプログラムについて、その利用ノウハウを活用して、取引先企業に対してDXなどの観点から助言を行う業務も含まれるとの理解でよいか。
- 本号では、「経営に関する相談の実施」を含め「その他の必要な情報の提供及び助言」が認められている。これには、経営戦略そのものに関する相談のみならず、顧客企業のDX支援を含めた個別の業務の高度化・効率化等に係る相談および助言等も含まれ得るという理解でよいか。例えば、外部ベンダーが提供しているアプリケーションをベースに銀行が独自の設定を実施している場合に、他の事業者に対して当該又は類似のアプリケーションの設定について助言を行う業務や、自ら蓄積したシステム構成のナレッジを活かし、他の事業者に対してシステム構成の助言を行う業務も含まれるという理解でよいか。
- 「当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介」が新たに付随業務として明文で認められたが、具体的なサービス説明を行う等により「紹介」を超えて「媒介」に該当する場合(銀行法10条2項8号及び8号の2の場合を除く)であっても、監督指針記載の4要素の総合判断により、その他の付随業務として営むことが許容されうることが妨げるものではないという理解でよいか。
- 個人顧客に対し銀行が提携する事業者等を紹介又は他の事業者の商品・サービスを媒介する業務は、第1号の業務には該当しないという理解であるが、かかる業務であっても監督指針の4要素に照らしてその他の付随業務として認められる余地があるという理解でよいか。
- 本号の①「これらに関連する事務の受託」と②ビジネスマッチング・コンサル業務との関係について、①と②はあくまで「関連」することを求めるにとどまり、主従の関係にはなく、①が②よりも業務量や対価の額等で上回ることも妨げられないという理解でよいか。また、コンサル業務の終了後もこれに関連する事務受託を継続することについても本号を根拠に認められるという理解でよいか。
- 本条各号で定める情報提供業務や広告業務等をオンライン上で提供する際に、電気通信事業法など他の業法上の許認可や届出が必要となる場合が想定されうが、この場合も、これら各業法に従って許認可手続を行えば、銀行として業務を行うことができるという理解でよいか。

銀行は電気通信事業者となれるか？

○規制改革ホットライン(平成26年度金融庁回答23頁)

【内容】

○金融機関のリース子会社等の業務範囲については、電気通信業務(いわゆるVAN業務)に関して「主として(概ね5割以上)銀行の業務及び企業の資金、経理に関連したもの(受・発注業務、売掛・買掛債権管理業務等資金決済に関するもののほか、会計、税務、資金運用等に関するデータ処理等)を取り扱うこと」は認められているが、その他の業務に関連する電気通信業務も認めるべきである。

【提案理由】

○昨今の通信サービスにおいては、映像の配信とあわせて他人の通信を媒介する役務の提供や他人のインフラを利用したアプリケーションソフトの提供が行われており、通信機器のリースとともに当該サービスをパッケージとして一体契約での提供を顧客から求められる事があるが、**当該サービスの提供を行う為には総務省に対して「電気通信事業の届出」(電気通信事業法第16条)を行う必要がある一方で、銀行法では電気通信業務に関して取り扱い業務の制約がある為、制約を撤廃し電気通信事業の届出を全面的に認めるべきである。**

○一方で、役務の提供やアプリケーションソフトの提供についてはサービス会社が実業務を担い、役務提供に関するリスクは全て役務提供会社が負担することになるので、金融機関のリース子会社として異種のリスクを抱えることにはならない。

○金融機関のリース子会社以外のリース会社では上記の取り扱い業務を行っており、制約を撤廃することで、公正かつ自由な経済活動の機会が確保される。

【金融庁回答】

金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務等については、銀行業等に付随し、又は関連する業務であるため、銀行の子会社が営む金融関連業務として認められていますが、**一般的な電気通信業務については、銀行業との親近性を認めにくいいため、他業禁止の観点から措置困難です。**

【主要行等向け監督指針V-3-3-1(2)④(注)】

(注)電気通信事業法第16条第1項による総務省への届出について照会があった場合には、「子会社等が他人の通信を媒介する役務(以下「媒介役務」という。)の提供を営利の目的とせず(例えば、共同出資の子会社等が、出資金融機関のみを対象として媒介役務を提供する場合等当該子会社等の定める料金、提供条件等から媒介役務について収益をあげることを目的としないことが明白な場合:100%出資の子会社はこれに含まれる。)**に行う場合には必要ない**」旨回答すること。

○総務省「電気通信事業参入マニュアル[追補版]8頁

電気通信事業においては、「電気通信役務以外のサービスに付随して電気通信役務の提供を行うことは含まない(ただし、そのすべての「事業」に該当しないのではなく、電気通信役務の提供が独立した事業として把握できるか否かを踏まえて判断される。)」とされている。

➡電気通信事業の届出が必要か否かについては、「**独立した事業として把握できるか否か**」がメルクマールになる。

➡上記の規制改革ホットライン平成26年度金融庁回答23頁には、「**一般的な電気通信業務については、銀行業との親近性を認めにくいため、他業禁止の観点から措置困難です。**」との回答が掲載されているが、この回答は、業務範囲規制に服する銀行子会社が、他人の需要に応ずるために、「**独立した事業として把握できる**」程度の電気通信役務の提供を行う場面を想定した回答ではないか。

➡「独立した事業として把握できる」電気通信役務を提供することを予定していない場合(チャット機能を付加しているような場合も電子通信役務の届出必要)には、業法上の問題は生じないのではないかと？

※業務の詳細は不明であるが、総務省の**電気通信事業者一覧**によると、みずほ銀行や三菱UFJ銀行、ドイツ証券など、業務範囲規制の対象となる一定の金融機関が電気通信事業の届出を行っている。詳細は不明であるが、「独立した事業として把握できる」程度の電子通信役務の提供ではないと整理して行っているのではないかと？

全銀協パブコム③

<p>○銀行法施行規則第13条の2の5第2号 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第三号に規定する労働者派遣事業(経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者(同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。第十七条の四の三第三号、第三十四条の十八の二第三号及び第三十四条の十九の六第三号において同じ。)が常時雇用される労働者でないものに限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 派遣の対象となる人材について、「高度の専門的な能力を有する人材その他の」とされていることから、「高度の専門的な能力を有する人材」は例示であるという理解でよいか。 「利用者」の解釈については、従前の貴庁パブコム回答(平成29年3月24日No.15～17)のとおり、既存の「顧客」に限定されず、潜在的な顧客も含まれるという認識でよいか。また、「利用者」の範囲は各銀行の判断となるという認識でよいか。
<p>○銀行法施行規則第13条の2の5第4号 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供」は、例えば調査と分析のみ行う業務など、それぞれ単独で行うことができるとの理解でよいか。 調査業務について、銀行の個人・法人顧客にアンケートやヒアリング調査した結果を、顧客の同意のもと、事業者に調査結果として提供し対価を得る業務も含まれうるとの理解でよいか。 一般に「広告・宣伝」と呼ばれる業務は銀行法施行規則第13条の2の5第4号に含まれるとの理解であるが、高度なターゲティング広告や「今日のおすすめ!」等の銀行独自の推奨文言付き広告もこれに含まれるという理解でよいか。 外部媒体の広告枠を買い取り、他の事業者等の業務に関する広告業務を行う場合であつて、銀行業に係る広告宣伝の担当部署が関与する場合や、銀行業を通じて形成されたネットワークや知見を活用して広告を掲載する外部媒体や広告業務に係る委託先を選定する場合は「銀行業の経営資源」を活用していると認められるか。
<p>○銀行法施行規則第13条の2の5第5号 当該銀行の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務</p>	

全銀協パブコメ④

○銀行法施行規則第13条の2の5第3号

他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務

- ・「電子計算機を使用することにより機能するシステム」について、「電子計算機」の使用が一部であっても該当するという理解でよいか。
- ・「システムの設計、開発若しくは保守(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)」の括弧内の説明は、「設計、開発若しくは保守」のいずれにもかかるという理解でよいか。同様に、「プログラムの設計、作成、販売若しくは保守(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)」の括弧内の説明は、「設計、作成、販売若しくは保守」のいずれにもかかるという理解でよいか。加えて、条文上、銀行が自己利用することは要件となっていないことから、他社のみが利用するためのシステムやプログラムの設計、開発及び保守をすることも認められるという理解でよいか。
- ・本号の対象となるシステム又はプログラムについては、所有権又は知的財産権が銀行に帰属していない場合(契約上の取り決めにより開発ベンダーのみに帰属することとなった場合等)も含まれるという理解でよいか。
- ・当行の開発の現場では、銀行の大規模・大量な開発需要に応えるため、実務上システム子会社を含めた委託先ベンダーへの「一括請負契約」が多い。一括請負契約の下での銀行の役割は、典型的には、プログラム又はシステムの特徴的部分の完成に創作的に関与すること、つまり、どのような機能を持ったシステム・プログラムを開発・作成したのかを決定し、それについて委託先ベンダーと調整を図ることである。このような一括請負契約の下で作成されたシステム／プログラムについても、本号業務の対象となるシステム／プログラムに該当するという理解でよいか。
- ・「システムの設計、開発、保守」は、銀行が、①他の事業者等から請負契約や委任契約に基いて受託する場合も含むとの理解でよいか、②他の事業者等からベンダーと共同で開発を受託することも可能という理解でよいか。また施行規則17条の3第2項18の2に、従来の「作成」に加え、「設計」を追加した趣旨は何か。
- ・本号業務の対象となるプログラムについては、当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるプログラムに係るプログラムであることが要件とされているが、例えば他の事業者が作成したプログラム(以下「元プログラム」)をA銀行用に個別カスタマイズしたもの(以下「A銀行用プログラム」)をA銀行が使用しているという場合にあっては(A銀行用プログラムに係るカスタマイズはA銀行と他の事業者が共同して行ったものとする)、①A銀行用プログラムそのもののみならず、②A銀行用プログラムを販売等先のために更にカスタマイズしたものについても、本号業務の対象となるプログラムに該当するという理解でよいか。
- ・規則第13条の2の5第3号に定めるプログラムの「販売」について、「販売」の方法には特段の制限はなく、一般に「販売」といえるものは含まれるという理解でよいか。
- ・銀行が保有するシステムに係る様々な機能についてAPI開放し、他の事業者等が当該機能を利用する場合に一定の利用料を得る業務についても、「プログラムの販売」として解釈可能という理解でよいか。

全銀協パブコメ⑤

○銀行法施行規則第13条の2の5第3号

他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守(当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)を行う業務

- 「プログラムの販売」には、プログラムがインストールされたパッケージ(記録媒体)を販売することのほか、ソフトウェアやプログラムをライセンス契約により提供することも含まれるとの理解でよいか。また、SaaS型・クラウドサービスとしてソフトウェア・プログラムの使用権を許諾するというかたちで提供することも含まれるとの理解でよいか。
- プログラムの販売にあたっては、実務上の導入支援として(販売と別契約とするかはケースバイケース)無影響テストや各種設定まで行うことが通常であるが、このような業務についても「販売」の一環又は本号の業務に附帯する業務として許容されるという理解でよいか。
- 銀行がライセンスを有するプログラムを、他の事業者が銀行を代理して販売することや販売のために媒介することも可能との理解でよいか。
- 銀行がベンダーと共同で開発し、これが「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成した」プログラムに該当する場合に、当該プログラムに係る知的財産権等は銀行がベンダーと共同で保有する一方で、システムやプログラムに係る資産等はベンダーが保有していたとする。この場合に、銀行が(ベンダーの同意の下)当該プログラムを販売することに伴って、ベンダーが保有する上記資産等の販売契約を媒介することは、本号又はその他の付随業務として許容されるとの理解でよいか。また、(銀行の同意の下)プログラムについてもベンダーが売主となり銀行がそれを媒介するケースについても、監督指針記載の4要素に照らし「その他の付随業務」に該当するかどうかの問題になるという理解であるが、この場合、準業務性としては、銀行法10条2項21号に準ずるものであり、また、余剰性としては、当該プログラム自体が銀行業に係る経営資源を活用して開発したものである以上は余剰能力を活用するものという整理で、銀行が自ら販売する場合と同じ規模や態様で媒介を行うこともできるとの理解でよいか。
- 「プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売」に関し、「プログラム」については「当該銀行が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したものであることが要件であるのに対して、「附属機器」についてはこれに相当する要件は存在しないという理解でよいか。
- 「プログラムの販売に伴い必要となる附属機器」については、従属業務や金融関連業務でも同一の用例があるところ、本条項においても同様に、その必要性にもとづき個別に判断され、当該プログラムの専用機器のみならず様々なプログラム等に利用可能な汎用品の販売も必ずしも排除されないという理解でよいか。
- 専ら銀行の付随業務のために用いられるシステム・プログラムの外販等であるが、その設計・開発・作成等において銀行業に係るシステム開発等を行う部署が関与している場合や、銀行業に係るシステム開発等に係る知見を活用して設計・開発・作成等される場合は、「銀行の経営資源」を活用していると認められるか。

「その他の付随業務」に関する監督指針(案)の改正

改正後	改正前
<p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等 <u>V-3-2 法第10条第2項の業務の取扱い</u> <u>V-3-2-2「その他の付随業務」等の取扱い</u></p> <p>銀行が法第10条第2項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。)等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 銀行が、<u>取引先企業に対して行う人材紹介業務、オペレーティングリース(不動産を対象とするものを除く。)の媒介業務、M&Aに関する業務、</u>事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p><u>また、個人(事業を行う場合におけるものを除く。)に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(注)</u> 人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</p> <p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注) <u>個人(事業を行う場合におけるものを除く。)に対して行う財産形成に関する相談に応ずる業務</u>の実施に当たっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われている</p>	<p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等 <u>V-3-2「その他の付随業務」等の取扱い</u> (新設)</p> <p>銀行が法第10条第2項の業務(同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。)等を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。</p> <p>(1) 銀行が、<u>取引先企業に対して行うコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、人材紹介業務、M&Aに関する業務、</u>事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p><u>(注1)これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p><u>(注2)個人の財産形成に関する相談に応ずる業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p><u>(注3)人材紹介業務については、職業安定法に基づく許可が必要であることに留意すること。また、その実施に当たっては、取引上の優越的地位を不当に利用することがないように留意すること。</u></p> <p>なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。</p> <p>① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p> <p>(注) <u>個人の財産形成に関する相談に応ずる業務</u>の実施に当たっては、金融商品取引法に規定する投資助言業務に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。</p>

「その他の付随業務」に関する改正内容

○銀行法10条2項柱書

「銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。」

- 「その他の付随業務」具体的例示列挙事由のうち、①コンサルティング業務、②ビジネスマッチング業務が銀行法第10条第2項第21号の委任する銀行法施行規則13条の2の5第1号で具体的に付随業務として列挙されることに伴う改正。
- なお、2018年3月30日の監督指針の改正で「従来から固有業務と一体となって実施することが認められてきた」が「取引先企業に対して行う」に改正されたが、この改正は、銀行が、取引先企業に対して行う「人材紹介業務」が銀行法10条2項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当することを明確化したものであり、「取引先企業」の範囲を含め、銀行の業務範囲を変更・拡大するものではない(すなわち、「従来から固有業務と一体となって実施することが認められていた」という制限がなくなったわけではない。)([「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正\(案\)に対するパブリックコメントの結果等について](#))
- 「その他の付随業務」の4要件をはじめとする判断基準はそのまま改正なし。
- 銀行法第10条第2項第21号の委任する銀行法施行規則13条の2の5各号で認められた業務に該当しない業務(例えば、「紹介」を超えて「媒介」に至る業務)は「その他の付随業務」の4要件を満たせば認められるか？

参考:「その他の付随業務」の基準(改正なし)

○主要行等監督指針V-3-2-2(4)

□判断基準(四要件)

上記(1)から(3)までに定められている業務以外の業務(余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。)が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。

- ① 当該業務が法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか。
- ② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。
- ③ 当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。
- ④ 銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

□事業用不動産の賃貸

(注1)上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、**グループ会社以外の者に対し**事業用不動産の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。なお・・・(略)

イ. 行内的に業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと。

ロ. 全行的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと。

ハ. 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業や地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること

ニ. 賃貸等の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと。

※ 賃貸等の規模については、賃料収入、経費支出及び賃貸面積等を総合的に勘案して判断する(一の項目の状況のみをもって機械的に判断する必要はないものとする。)

(注2)リストラにより、事業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記(注1)を準用すること(ただし、ハ. のただし書及びニ. を除く。)

□参考

(注3)「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかを判断する際の参考として、一般的な法令解釈に係る書面照会手続及びノーアクションレター制度における回答を参照すること(金融庁HP「法令解釈に係る照会手続(ノーアクションレター制度ほか)」)。

参考:「その他の付随業務」の基準(改正なし)

○主要行等監督指針V-3-2-2(4)

□判断基準(四要件)

上記(1)から(3)までに定められている業務以外の業務(余剰能力の有効活用を目的として行う業務を含む。)が、「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかの判断に当たっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を総合的に考慮した取扱いとなっているか。

- ① 当該業務が法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか。
- ② 当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。
- ③ 当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。
- ④ 銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

□事業用不動産の賃貸

(注1)上記規定を総合的に考慮するに当たり、例えば、**グループ会社以外の者に対し**事業用不動産の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。なお・・・(略)

イ. 行内的に業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと。

ロ. 全行的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと。

ハ. 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業や地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること

ニ. 賃貸等の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと。

※ 賃貸等の規模については、賃料収入、経費支出及び賃貸面積等を総合的に勘案して判断する(一の項目の状況のみをもって機械的に判断する必要はないものとする。)

(注2)リストラにより、事業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、上記(注1)を準用すること(ただし、ハ.のただし書及びニ.を除く。)

□参考

(注3)「その他の付随業務」の範疇にあるかどうかを判断する際の参考として、一般的な法令解釈に係る書面照会手続及びノーアクションレター制度における回答を参照すること(金融庁HP「法令解釈に係る照会手続(ノーアクションレター制度ほか)」)。

参考:「紹介」と「媒介」

媒介に至らない行為と言えるかどうかは、銀行代理業の許可が不要とされている場合(主要行等監督指針Ⅷ-3-2-1-1(3)②)の考え方が参考になる。

A) 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付

(注)このとき、取扱金融機関名や同金融機関の連絡先等を伝えることは差し支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

B) 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収

(注)このとき、単なる契約申込書の受領・回収又は契約申込書の誤記・記載漏れ・必要書類の添付漏れの指摘を超えて、契約申込書の記載内容の確認等まで行う場合は、媒介に当たることがあり得ることに留意する。

C) 金融商品説明会における一般的な銀行取扱商品の仕組み・活用法等についての説明

○銀行法等に関する留意事項について(銀行法等ガイドライン)(金融庁:平成30年5月)

(経済的対価について) 2-2

『経済的対価の性質の判断にあたって、当該経済的対価の算出方法が銀行取引の成約高(預金残高若しくは口座数、与信残高若しくは件数又は為替取引額若しくは件数など)に連動するとの事実は、当該経済的対価が銀行代理行為に係る契約の条件の確定又は締結に關与する対価であることを推認させることに留意する。』

➡実際の行為が「紹介」行為であれば、成功報酬ベースであっても、「媒介」には該当しないと考えられる(「媒介」の推定は覆されると考えられる。)

子会社・兄弟会社の業務範囲の拡大(高度化等会社の業務の拡充)

○金融審報告書第1章. 2(1)(6~8頁)

【高度化等会社の業務の拡充】

- 銀行・銀行グループに求められる役割に鑑み、高度化等会社がデジタル化に加え、地方創生など持続可能な社会の構築に貢献することを幅広く可能とすべく、法律に規定された業務の外縁をさらに拡充する。
- これまで銀行・銀行グループが従属業務として営んできたバックオフィス業務の中には、グループ外にも幅広く提供されることで、提供先企業の生産性向上などを通じ地域の活性化に資するものがあると考えられる。そうした業務については、高度化等会社の認可の枠組みの中で、収入依存度規制の制約なく営むことを可能とする。

【一定の高度化等業務】の認可基準の緩和】

- 高度化等会社が現に営んでいる業務や今後営み得る業務のうち、以下の業務(「一定の高度化等業務」)については、業務の外縁を明確にする観点から「一定の高度化等業務」を内閣府令に個別列挙した上で、「高度化等会社の上乗せ認可基準」(①出資が全額毀損した場合でも銀行等の財産・損益が良好と見込まれること、②優越的地位の濫用の著しいおそれがないこと、③利益相反取引の著しいおそれがないこと)を適用せず、銀行子会社の「通常認可基準」(①銀行などの収支が良好であり、今後も良好に推移することが見込まれること、②銀行などの自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること、③認可対象会社が業務を的確・公正に遂行することができること)のみを適用する。
 - (1) 銀行・銀行グループ以外の担い手が十分に存在しないことなどにより、社会経済において、銀行・銀行グループが営むことへの期待が高いと考えられる業務
 - (1') 金融業務との関連性から、銀行・銀行グループが営むことが社会的にも合理的であると認められる業務であって、
 - (2) これまでの業務の実施状況等に鑑みて他業リスクや優越的地位の濫用、利益相反取引の著しいおそれがあるとは認められない業務

銀行法上の条文の改正

改正後	改正前
<p>(銀行の子会社の範囲等) 第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社(以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。 一～十四 十五 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社</p> <p>4 銀行は、第一項第一号から第十一号まで又は第十五号から第十七号までに掲げる会社(従属業務(第二項第一号に規定する従属業務をいう。)又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社を除く。以下この条、第十六条の四第四項第一号、第五十三条第一項第三号及び第六十五条第六号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十五号に掲げる会社(内閣府令で定める会社を除く。)にあつては、当該銀行又はその子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)は、第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>(銀行の子会社の範囲等) 第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社(以下この条及び次条第一項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。 一～十二の二 十二の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社</p> <p>4 (略)</p>

- 「一定の銀行業高度化等会社」とは、銀行法16条の2第4項に「内閣府令で定める会社」である(銀行法施行規則17条の4の3)。
- 「一定の銀行業高度化等会社」(銀行法施行規則17条の4の3)については、銀行法施行規則17条の5の2第2項各号の認可の基準(①出資が全額毀損した場合でも銀行等の財産・損益が良好であると見込まれること、②優越的地位の濫用の著しいおそれがないこと、③利益相反取引の著しいおそれがないこと)が必要なく、銀行法16条の2第4項の銀行子会社の一般認可で足りる。

「他業銀行業高度化等会社」「一定の銀行業高度化等会社」

○「他業銀行業高度化等会社」(銀行法施行規則17条の5の2)

銀行法16条の2第1項15号に掲げる会社(銀行業高度化等会社)のうち、銀行法施行規則17条の4の3に規定する会社(「一定の銀行業高度化等会社」)を除くもの。

➡改正前の「銀行業高度化等会社」に該当するもので、通常認可基準に加えて、高度化等会社としての上乗せの認可基準(①出資が全額毀損した場合でも銀行等の財産・損益が良好であると見込まれること、②優越的地位の濫用の著しいおそれがないこと、③利益相反取引の著しいおそれがないこと)が適用される。

○「一定の銀行業高度化等会社」(銀行法施行規則17条の4の3)

銀行法施行規則17条の5の2第2項各号の認可の基準(①出資が全額毀損した場合でも銀行等の財産・損益が良好であると見込まれること、②優越的地位の濫用の著しいおそれがないこと、③利益相反取引の著しいおそれがないこと)が必要なく、銀行法16条の2第4項の銀行子会社の一般認可で足りる。

「一定の銀行業高度化等会社」(銀行法施行規則17条の4の3)

- ①障がい者雇用促進法上の特例子会社・関係会社・関係子会社(銀行法施行規則17条の4の3柱書)
- ②専ら情報通信技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)(同条1号)
- ③特定の地域において生産され、若しくは提供される商品若しくは役務の販売又は提供を行う業務であつて、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの(同条3号)
- ④高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業(経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないもの)に限る。)(同条4号)
- ⑤他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守(当該銀行若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。)又はプログラムの設計、作成、販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)若しくは保守(当該銀行若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るもの)を行う業務(第一号に掲げる業務に該当するものを除く。)(同条5号)
- ⑥他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務(同条6号)
- ⑦他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務(同条7号)
- ⑧成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務(同条8号)
- ⑨前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社(法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十二号から第十五号までに掲げる会社を除く。)が営むことができるもの(同条9号)
- ⑩前各号に掲げる業務に附帯する業務(同条10号)

○金融審報告書第1章・2(1)(脚注17)(7頁)

- ①フィンテック
- ②地域商社(在庫保有、製造・加工を原則行わないもの)
- ③自行グループ用に開発したアプリやITシステム(提供先企業用に一部をカスタマイズしたものを含む)の販売
- ④データ分析・マーケティング・広告
- ⑤登録型人材派遣
- ⑥ATM保守点検
- ⑦障害者雇用促進法上の特例子会社(が営む業務)
- ⑧地域と連携した成年後見(銀行グループが単独で成年後見業務を営むのではなく、地域連携ネットワークの中核機関などと連携して営むことも考えられる)

「一定の銀行業高度化等会社」(銀行法施行規則17条の4の3)

- ①障がい者雇用促進法上の特例子会社・関係会社・関係子会社(銀行法施行規則17条の4の3柱書)
- ②専ら情報通信技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)(同条1号)
- ③特定の地域において生産され、若しくは提供される商品若しくは役務の販売又は提供を行う業務であつて、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの(同条3号)
- ④高度の専門的な能力を有する人材その他の当該銀行の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業(経営相談等業務その他の当該銀行の営む業務に関連して行うものであつて、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。)(同条4号)
- ⑤他の事業者等のために電子データ処理業務、コンピュータプログラムの設計、作成、販売(ソフトウェア)を行う業務(第④号に掲げる業務に該当するものを除く。)(同条5号)
- ⑥他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務(同条6号)
- ⑦他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務(同条7号)
- ⑧成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務(同条8号)
- ⑨前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社(法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十二号から第十五号までに掲げる会社を除く。)が営むことができるもの(同条9号)
- ⑩前各号に掲げる業務に附帯する業務(同条10号)

成年後見人等の事務の支援として、一定の銀行業高度化等会社が成年後見人に代わって相手方と契約を締結することも含まれるとの理解でよいか。また、本号により、一定の銀行業高度化等会社であれば、成年後見人に就任しうること、また、成年後見監督人に就任しうるという理解でよいか。(全銀協パブコメ34)

ソフトウェアとは、コンピュータプログラム及びこれに準ずるもの(ソフトウェア)を指す。右記は保守(当該銀行若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるもの)に限る。)

○金融審報告書第1章・2

- ①フィンテック
- ②地域商社(在庫保有、製造・加工)
- ③自行グループ用に開発したアプリ
- ④データ分析・マーケティング・広告
- ⑤登録型人材派遣
- ⑥ATM 保守点検
- ⑦障害者雇用促進法上の特例子会社(が営む業務)
- ⑧地域と連携した成年後見(銀行グループが単独で成年後見業務を営むのではなく、地域連携ネットワークの中核機関などと連携して営むことも考えられる)

例えば、以下の観点が含まれるとの理解でよいか。(全銀協パブコメ35)

- ・前各号に掲げる業務と子会社対象会社の業務とのシナジー
- ・それぞれの業務に共通する経営資源の存在

また、競合する他業態における同種の業務に係る併営の状況についても、判断要素の一部として一概に否定されるものではない、という理解でよいか。

従属業務子会社の基準の緩和(金融審報告書)

○金融審報告書第1章. 2(1)③(9~10頁)

③ その他

【従属業務】

銀行・銀行グループのバックオフィス業務にあたる従属業務は、それ自体は「他業」である。従来は、銀行グループが無制限に従属業務を営むことは適切でないと考えられ、収入依存度規制により従属業務が銀行・銀行グループのために営まれていることを確認してきた。

従属業務に含まれる業務の中には、前述の通り、グループ外にも提供されることで、提供先企業の生産性向上などを通じ地域の活性化に資するものがあると考えられる。しかしながら**収入依存度規制が、こうしたグループ外への柔軟な提供を阻害している**との指摘がある。

このため、以下の通り対応することが考えられる。

- **登録型人材派遣などについては、「一定の高度化等業務」や銀行本体の付随業務として規定し、収入依存度規制の制約なく営むことを可能とする**
- **これ以外の業務についても、他業認可を受けることで、高度化等会社において収入依存度規制の制約なく営むことを可能とする**

また、厳しい経営環境にある銀行・銀行グループは、バックオフィス業務を共同化して合理化・効率化を図り、経営余力を捻出する必要がある。このため、引き続き従属業務会社の枠組みを利用する銀行・銀行グループについても、以下の対応をとることが考えられる。

- **収入依存度規制に係る法令上の数値基準を撤廃する。**これにより、『銀行等』のためにその業務を営んでいることのみが、従属業務会社の要件となる
- **上記『銀行等』の範囲を拡充し、銀行・銀行持株会社の子法人等・関連法人等までを含める**
- **複数の銀行グループに業務を提供する従属業務会社に係る規律を、親銀行グループのみに業務を提供する従属業務会社に係る規律と同様とする**

※ ①親銀行グループのみに業務を提供する場合、グループからの収入が総収入の50%(ATM 保守点検業務などは40%)以上であり、かつ、親銀行からの収入があること、②複数の銀行グループに業務を提供する場合、それらのグループからの合計収入が総収入の90%以上であり、かつ、各グループの銀行本体からの収入があること。(金融審報告書脚注26)

※必要に応じ、ガイドラインにおいて、法令上の数値基準に代わる「目安」を設定することが考えられる。(金融審報告書脚注27)

※従属業務の外縁は内閣府令において明確化される(現行制度と同じ)。(金融審報告書脚注28)

※銀行の子会社・兄弟会社業務範囲規制の趣旨が、監督指針において、関連法人等にまで及ぼされていることとも整合的である。(金融審報告書脚注29)

従属業務子会社の基準の緩和(改正内容)①

○銀行法16条の2第7項の削除

『7 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十一号まで又は第十二号の三から第十四号までに掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる**従属業務**をいう。以下この項及び第十一項において同じ。))又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(**従属業務を営む会社にあつては、当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。**)を除く。以下この条及び第十六条の四第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。)を子会社としようとするとき(第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。))を超える議決権を取得し、又は保有しようとするときは、第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第五条第一項(認可)の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。』

従属業務子会社の基準の緩和(改正内容)②

○銀行法施行規則の改正

改正後	改正前
<p>第十七条の二 法第十六条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、<u>当該銀行、その子会社(法第十六条の二第一項第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。)</u>その他第四項各号に掲げる者(<u>次項第二号及び第十五項第二号イにおいて「当該銀行等」という。</u>)の営む業務のために営むもの</p> <p>2 (略) 一(略)</p> <p>二 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、<u>当該銀行等</u>の営む業務のために営むもの</p> <p>4 法第十六条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該銀行の<u>子会社等</u>(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいい、当該銀行の子会社(法第十六条の二第一項第一号から第二号の二まで及び第七号に掲げる会社に限る。)を除く。)</p> <p>二 当該銀行を<u>子会社とする銀行持株会社</u></p> <p>三 当該銀行を子会社とする<u>銀行持株会社の子会社等</u>(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいい、当該銀行及びその子会社等(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。)を除く。)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・規則17条の3第1項各号に従属業務が列挙されている。 ・「子会社等」は子法人等および関連法人等を含む。 ・従属性の基準「金融庁長官の定める基準」が削除 ➡金融庁告示『銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件』は廃止。 </div>	<p>第十七条の二 法第十六条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次条第一項各号に掲げる業務であつて、<u>金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は</u>第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの</p> <p>2 (略) 一(略)</p> <p>二 次条第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、<u>金融庁長官が定める基準により銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者</u>の営む業務のために営むもの</p> <p>4 法第十六条の二第一項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 <u>当該銀行の銀行持株特定子銀行(当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社(銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社)に限り、当該銀行及びその特定子銀行(当該銀行の子会社のうち、法第十六条の二第一項第一号から第二号の二まで又は第七号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。)を除く。)をいう。第四号において同じ。)</u></p> <p>二 <u>当該銀行の銀行集団(当該銀行及びその子会社の集団又は当該銀行の特定子銀行及び当該銀行の特定子銀行以外の子会社の集団をいう。第四号において同じ。)</u></p> <p>三 <u>当該銀行の銀行持株会社集団(当該銀行を子会社とする銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものに限り、前号に掲げるものを除いたものをいう。次号において同じ。)</u></p> <p>四 <u>当該銀行又はその特定子銀行、銀行持株特定子銀行、銀行集団若しくは銀行持株会社集団及び次に掲げる者</u></p> <p>イ 銀行等</p> <p>ロ 銀行等集団</p> <p>ハ 銀行持株会社集団</p> <p>ニ 長期信用銀行の長期信用銀行持株会社集団</p>

従属業務子会社の基準の緩和(改正内容)③

○銀行法施行規則の改正

改正後	改正前
<p>第十七条の二 5 (削除)</p>	<p>第十七条の二 5 前項第四号に規定する「銀行等」、「銀行等集団」及び「長期信用銀行持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 銀行等 次に掲げる者 <ul style="list-style-type: none"> イ 銀行又は長期信用銀行(これらの子会社のうち、銀行業を営む外国の会社を含む。) ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫(これらの法人をもつて組織する連合会又はその子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。) ハ 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会(農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社(銀行に限る。))を含む。) ニ 農林中央金庫(その子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。) ホ 株式会社商工組合中央金庫 二 銀行等集団 前号に規定する銀行等及びその子会社の集団又は当該銀行等の子銀行等(当該銀行等の子会社のうち、銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。)及び当該銀行等の子銀行等以外の子会社の集団 三 長期信用銀行持株会社集団 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。)の二以上の子会社の集団又は当該長期信用銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、長期信用銀行又は長期信用銀行法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものに限り、前号に定めるものを除いたもの

従属業務子会社の基準の緩和(改正内容)④

○主要行等向けの総合的な監督指針の以下の記述の削除V-3-3-1(1)(注)

『(注)従属業務を営む銀行の子法人等又は関連法人等についても「銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」(平成14年告示第34号、以下「収入依存度規制告示」という。)に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、収入依存度規制告示と同様であることに留意する。』

『V-3-3-2 他の事業者の貸出金等に係る担保財産(不動産を除く。)の売買の代理・媒介会社の取扱い』から、『当該会社の業務遂行に当たって、収入依存度規制告示の基準を満たしているか。』との記述が削除。

出資規制:投資専門会社の業務範囲の拡大

○金融審報告書11～12頁

① 投資専門会社の業務範囲の拡大

現在、投資専門会社の業務は、出融資とそれに附帯する業務に限定されている。

これについて、投資専門会社のハンズオン支援能力を強化するため、コンサルティング業務などを業務に追加することが考えられる。

なお、投資専門会社がコンサルティング業務をも営むようになると、出融資先企業による投資専門会社への依存が高まり、事業再生の局面などにおいて優越的地位の濫用や利益相反取引のおそれが高まるとの指摘がある。

銀行・銀行グループはこうした懸念に留意し、投資専門会社において顧客利益を保護するための体制を適切に整備することが求められる。

銀行法施行規則17条の2第14項

法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務及びこれらに附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 次条第二項第十二号に掲げる業務

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言(前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。)

出資規制:ベンチャービジネス会社

○金融審報告書12頁

現在、銀行・銀行グループが出資可能なベンチャービジネス会社については、非上場であることや設立などから一定期間を経過していないことに加え、**常勤研究者の人数などに関する数値基準を満たすことが要件**とされている。

これについて、銀行・銀行グループによる出資を通じ、様々な業態における新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、**ベンチャービジネス会社に係る要件を緩和**することが考えられる。具体的には、**常勤研究者の人数などに関する画一的な数値基準は撤廃**した上で、銀行・銀行グループが「新たな事業分野を開拓する会社」か否かを個別に判断する枠組みとすることが考えられる。なお、**非上場であることや設立などから一定期間を経過していないことは、引き続き要件**とすることが考えられる。

第十七条の二

5 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿(金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。)を行う中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十三項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動開始日(会社が現に行つている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日をいう。)以後十年を経過していない会社とする。

(削除)

(削除)

(削除)

第十七条の二

6 法第十六条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業者(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。)であつて、設立の日又は新事業活動(会社が現に行つている事業と異なる種類の事業であつて、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。)の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの
- イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額
- ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額
- 二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者(新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。)の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの
- 三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

出資規制：事業再生会社・事業承継会社

○金融審報告書12頁

現在、銀行・銀行グループが出資可能な事業再生会社については、非上場であることに加え、民事再生法の再生計画認可決定等が要件とされており、この結果、**財務状況が相当程度悪化した会社が主な対象(※37)**となっている。

これについて、銀行・銀行グループによる**早い段階からの経営改善・事業再生支援を可能とする(※38)**ため、**事業再生会社に係る要件を緩和**することが考えられる。具体的には、**銀行・銀行グループ外の一定の第三者が関与して策定された経営改善・再生計画(※39)**が作成されている会社とすることが考えられる。なお、非上場であることは引き続き要件とすることが考えられる。

また、少子高齢化の進展を背景に、事業承継支援のニーズは今後一層高まると考えられる。**事業承継の機会を捉えて経営改善を図ろうとする企業も多い(※40)**と考えられるため、事業承継会社の議決権の保有可能期間に係る要件は、事業再生会社と同程度まで緩和することが適切である。

(脚注37) 銀行・銀行グループが出資可能な事業再生会社には、**中小企業等経営強化法の経営革新計画の承認を受けた会社や産業競争力強化法の事業再編計画・特別事業再編計画の認定を受けた会社も含まれており、これらについては財務状況の悪化自体は要件となっていない。**

(脚注38) 足許、**新型コロナウイルス感染症等によって特に深刻な影響を受けている飲食や宿泊関係の事業者は中小零細企業が中心**であることなどから、企業の経営改善・事業再生支援は、**特に地域金融機関が中心**となっていく必要があるとの指摘もある。

(脚注39) 経営改善・事業再生の実効性を確保するため、**取引先金融機関が当該計画の作成に関与していることや自己資本の充実の必要性が当該計画の内容に含まれていることなどを要件**とすることが考えられる。

(脚注40) 銀行・銀行グループによる一般事業会社への出資は、**引き続き投資専門会社経由**を基本とする。ただし、**事業再生会社に係る今般の要件緩和により、銀行本体による事業再生会社への出資範囲も拡大**することとなる。これにより、事業承継を実施する会社を含めた経営改善・事業再生の早期の段階にある会社に対し、銀行本体が出資できることとなる。

改正後	改正前
<p>第十七条の二</p> <p>6 法第十六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする</p> <p>一～八(略)</p> <p>九 当該会社に対する金銭債権を有する銀行等(当該銀行等がない場合にあつては、銀行又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときにおける当該銀行)及び次のいずれかに該当するものが関与して策定された合理的な経営改善のための計画(特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。)を実施している会社</p> <p>イ 官公署</p> <p>ロ 商工会又は商工会議所</p> <p>ハ イ又はロに準ずるもの</p> <p>ニ 弁護士又は弁護士法人</p> <p>ホ 公認会計士又は監査法人</p> <p>ヘ 税理士又は税理士法人</p> <p>ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社(当該銀行の子会社等(法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。)及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。)以外の会社に限る。)</p>	<p>第十七条の二</p> <p>7 法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。</p> <p>一～八(略)</p> <p>(追加)</p>

○法16条の2第1項13号

十三 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社(第十六条の四第一項及び第七項において「特別事業生会社」という。))にあつては、当該銀行又はその特定以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。)

出資規制：地域活性化事業会社

○金融審報告書13頁

現在、銀行・銀行グループは、事業の集約や再構築により地域経済を再生させる「面的再生」に取り組む会社（地域活性化事業会社）の議決権を、最大で50%まで取得・保有することができることとされている。

地域の「面的再生」の取組みは、今後さらに重要性を増すと考えられるところ、地域活性化事業会社のうち非上場のものについては、最大で100%の議決権取得を認めることが適当である。

（追加）

○銀行法16条の2第1項14号

地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）

○銀行法施行規則17条の2第8項

法第十六条の二第一項第十四号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社
- イ 当該銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
- ロ 当該株式会社に当該銀行又はその子会社が出資しているもの
- 二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第六項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社